

## 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等(平成21年7月分)について

(7月31日現在)

### (1) 問い合わせ件数

平成21年7月1日～平成21年7月31日

51件

### (2) 内訳

① 食品安全委員会関係	13件
委員会	4件
広報・ホームページ・メールマガジン	7件
リスコミ	1件
食品安全基本法	1件
② 食品の安全性関係(注1)	2件
化学物質系	1件
新開発食品等	1件
③ 食品一般関係(注2)	35件
健康影響評価全般	1件
化学物質系	3件
生物系	1件
新開発食品等	4件
BSE関係	2件
衛生関係	12件
食品表示関係	8件
その他	4件
④ その他	1件

注1) 食品の健康影響評価に関する事、ファクトシートの内容に関する事等、主として食品安全委員会の行う科学的評価に関する事項

注2) 食品一般に関する事項及び表示や衛生管理等、主としてリスク管理に関する事項

(参 考)

食の安全ダイヤルへの質問等のうち主なもの  
(平成20年9月～平成21年7月)

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	合計
こんにゃく入りゼリー関連	1	42	0	1	0	0	0	0	0	0	0	44
メラミン(中国製乳製品等汚染)関連	19	30	8	3	0	0	0	0	1	0	0	61
事故米穀不正規流通関連	67	13	39	2	1	0	0	0	0	0	0	122
体細胞クローン牛等関連	0	0	0	0	5	3	10	5	5	1	0	29
新型インフルエンザ関連	0	0	0	0	0	0	0	8	15	0	0	23
小 計	87	85	47	6	6	3	10	13	21	1	0	279
その他	84	124	72	57	53	57	61	70	50	51	51	730
合 計	171	209	119	63	59	60	71	83	71	52	51	1009

(3) 問い合わせの多い質問等

**【委員会関係】**

**Q** 食品安全委員会で行われた食品健康影響評価の結果がリスク管理機関に通知された後、どのように施策に反映されているか確認できますか。

**A** 食品安全委員会では、半年に一度、「食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査」を行っています。

これは、食品安全基本法第23条第1項第4号(※)に基づき、食品健康影響評価(リスク評価)の結果に基づいたリスク管理機関の施策の実施状況を調査するもので、食品安全委員会が通知したリスク評価結果が、厚生労働省や農林水産省等のリスク管理機関において食品の安全性の確保に関する施策に適切に反映されているかどうかを把握する目的で行われているものです。

なお、リスク管理機関が実施している施策がリスク評価結果を適切に反映していないと判断した場合などには、内閣総理大臣を通じて関係大臣に勧告を行うことができます。

第1回(平成16年6月)から最新の第10回(平成21年4月)までの「食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査」では、食品安全委員会が行ったリスク評価について分野別に、リスク管理機関における管理施策の策定状況等を記載しています。委員会報告後、食品安全委員会のホームページで公表していますので、ご覧ください。

<http://www.fsc.go.jp/hyouka/index.html>

**※ 食品安全基本法第23条**

委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

**第1項第4号(抄)**

食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。